

保護者 様

## 令和6年度就学援助費の申請について

伊勢市教育委員会

伊勢市では、市立小・中学校に通うお子さんがいる経済的にお困りのご家庭に、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

### 1 給付申請書の提出について

令和6年度就学援助費を受けたい方は、下記書類に必要事項を記入のうえ、通学している学校へ提出してください。

なお、小学校と中学校の両方にお子さんが在籍している場合は、全ての書類を小学校へ提出してください。

生活保護を受けておられるご家庭は、就学援助の申請はできません。ただし、年度途中で生活保護が廃止、または停止になられたご家庭は、就学援助の申請をすることができます。

申請書一式…学校教育課、子育て応援課、市立小・中学校で配付

- ① 令和6年度就学援助費給付申請書
- ② 委任状…平成19年4月1日以前生まれで、令和5年1月1日現在、伊勢市で住民登録していない方については、住民登録をしていた市区町村にて所得証明書の交付を受けて添付してください。

### 2 審査について

保護者から提出された申請書については、認定基準に基づき審査を行います。審査結果は学校を通じて保護者に通知します。原則、審査結果は申請月の翌月に送付します。

### 3 準要保護児童生徒認定基準

伊勢市に住所を有する児童生徒の保護者で、要保護に準ずる程度に困窮し、かつ次の各号に該当する者。

〔1〕世帯の合計所得金額が平成25年8月の生活扶助基準見直し前の生活保護基準額の1.5倍以内のとき。ただし、世帯の合計所得金額が基準額の1.5倍を超えるときで、次の項目に該当し特に教育委員会で認めるときはこの限りではない。

※ 前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する。

- ①生活保護法に基づく保護の停止廃止
- ②地方税法に基づく(ア)個人の事業税の減免(地方税法第72条の62)
  - (イ)市民税の減免又は非課税(地方税法第323条・地方税法第295条)
  - (ロ)固定資産税の減免(地方税法第367条)
- ③国民年金法に基づく国民年金の保険料の減免(国民年金法第89条及び第90条)
- ④国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予(国民健康保険法第77条)
- ⑤児童扶養手当支給(児童扶養手当法第4条)
- ⑥生活福祉資金貸付制度の要綱により資金の貸付を受けている

※ 前号以外のもので次のいずれかに該当する。

- ⑦保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
- ⑧PTA会費学級費等学校納付金の減免が行われている者
- ⑨学校納付金の納付状態が悪い者又は学校用品通学用品に不自由している者
- ⑩経済的理由により欠席日数が多い者
- ⑪その他

〔2〕その他教育委員会が認めるとき。

【参考】伊勢市の所得基準(平成25年8月の生活扶助基準見直し前の生活保護基準額の1.5倍)

下記の所得基準は世帯構成・人数・年齢などによって異なりますので、あくまでもおおよその目安にしてください。世帯が対象か迷う場合は、申請書一式を提出頂くと判定ができますので、申請をご検討ください。

家族構成(年齢)	世帯の合計所得金額	(参考:会社員等の場合) 世帯の合計年間収入金額
2人(32・8歳)	約193万円以下	約302万円以下
3人(36・32・7歳)	約260万円以下	約393万円以下
4人(36・32・9・5歳)	約302万円以下	約445万円以下
5人(43・38・14・10・8歳)	約403万円以下	約572万円以下

※所得金額とは、年間収入金額(総支給額)から給与所得控除等の必要経費を差し引いた額です。

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、所得金額から10万円を控除した額を所得金額とします。

### 4 注意事項

就学援助費給付申請書提出後、住所変更や氏名の変更、生活保護の開始または世帯構成等の変更があった場合は、必ず学校へ連絡してください。

### 5 (参考)令和5年度年間支給額、認定状況

●令和5年度 認定率(R6.3.13時点)

小学校	14.5%	中学校	15.4%	※認定者数/児童生徒数
-----	-------	-----	-------	-------------

●支給額

	小学校		中学校	
	1年	2~6年	1年	2~3年
学用品費・通学用品費・校外活動費	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円
新入学児童生徒学用品費(4月支給開始者のみ)	54,060円	—	63,000円	—
修学旅行費(支給開始月以降に実施される場合のみ)	—	6年のみ 実費	—	3年のみ 実費
給食費	実費(実績額を学校へ直接支給)			
日本スポーツ振興センター掛金	(4月・5月支給開始者のみ) 実費			
医療費(トラコーマ・結膜炎・中耳炎・う歯等)	伊勢市子ども医療費助成制度にて助成されます。			

※5月以降に申請する場合、支給開始月は申請書提出の翌月となり、学用品費・通学用品費・校外活動費は月割額となります。

お問い合わせ先: 伊勢市教育委員会事務局 学校教育課 TEL22-7879 FAX23-8641
---

この説明文の有効期限 令和6年5月31日まで